

## 北海道千歳リハビリテーション大学公的研究費の不正使用防止計画

### 【目的】

「北海道千歳リハビリテーション大学公的研究費の不正使用防止計画」（以下「研究費不正使用防止計画」という。）は、北海道千歳リハビリテーション大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用を発生させる要因を減少させ、研究費の不正使用を防止することを目的として策定し実施します。

### 【基本方針】

- ① 本学及び本学の研究者には、社会的責務として研究遂行における研究費の適正な執行が求められています。その責務に応えるため、研究費の不正使用を発生させない環境を醸成し、その維持に努めます。
- ② 国民の税金が原資である研究費の使途については、国民の厳しい目が向けられていることを研究者一人一人が認識し、当然のこととして、適正に経費を執行することが研究者の在り方として求められています。一人の不正行為が、研究グループ、最終的には本学の研究活動の停滞等を招くという自覚を持っていただくとともに、万が一不正使用が発生した場合には、本学は断固たる姿勢で臨むことを周知・徹底します。
- ③ 日頃より教員と事務職員とが互いに信頼する関係を維持し、不正を未然に防ぐため不断の努力を行います。

### 【研究費不正使用防止計画】

- ① 組織内の責任体制の明確化
  - 学長は、本学における不正使用に関する総括を行う最高管理責任者として、不正使用を防止するための対策の基本方針を策定し、教職員等へ周知します。
  - 副学長は、最高管理責任者を補佐するとともに、本学の研究費の運営及び管理について統括する統括管理責任者として、基本方針に基づき具体的対策の策定及び実施することで、その状況の確認等を行い、最高管理責任者に報告します。また、教職員等が不正使用を行った場合は、厳正に対処します。
  - 学部長は、研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者として、統轄管理責任者の指示に基づき対策を実施し、その状況を確認して統括管理責任者に報告するとともに、研究費の運営及び管理に関わる全ての教職員等の研修受講状況について管理監督を行います。また、研究費の運営及び管理が適切であるか監督し、必要に応じて改善を指導します。

- ・ 事務局長は、経費管理責任者として、最高管理責任者の命を受け、公的研究費の運営・管理に関する事務をつかさどります。
- ・ 事務局総務課長は、事務取扱責任者として、最高管理責任者の命を受け、公的研究費に係る事務を関係諸規程に定めるところにより取り扱います。
- ・ 教職員等は、「北海道千歳リハビリテーション大学研究活動に関するハンドブック」を熟読するとともに、公的研究費に関する法令及び本学のルールを遵守し、公正かつ効率的な使用に努めます。

## ② 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

本学では「北海道千歳リハビリテーション大学における研究費の不正使用に関する規程」、「公的研究費の使用に関する基本方針」、「研究活動に関するハンドブック」（以下「規程等」という。）を定め、教職員及び関係部署の事務担当者等へ周知徹底します。

統括管理責任者である副学長は、適切なチェック体制が維持できるよう、常に同規程等の見直しを行い、必要に応じて規程改正を諮り、教授会等において、規程の遵守に関して周知する体制を確立します。

また、研究活動の信頼性と公正性を確保するため、研究者の研究倫理に反する行為（二重投稿や不適切なオーサーシップ等）、利益相反及び守秘義務への理解が促進されるよう努めます。

研究者は、利益相反または研究倫理に抵触するおそれのある研究を遂行する場合には、利益相反自己申告書または研究倫理審査申請書を事前に提出し、その研究内容について申請・報告をし、その承諾を得ることとします。

## ③ 適切なモニタリング体制実現のための取組

本学の内部監査を担当する監査室において、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックの他、内部統制の実効性の検証等適切なモニタリングが実施できるよう防止計画推進部署は情報の提供に努めます。

## ④ 本公的研究費の不正使用不正防止計画は文部科学省からの情報提供や他機関における対応等を参考にしつつ、必要に応じて不断の見直しを行います。

平成29年4月10日

最高管理責任者

学 長 森 満